

秋田市がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等のおそれのある区域からの**住宅の移転**を支援します。

1 事業目的

がけ地の崩壊等の危険から市民の安全を守るため、危険区域に存する住宅の移転費用の一部を補助するものです。

2 補助内容

がけ地の崩壊等の危険性がある区域に存する住宅の居住者等が行う住宅の移転に対し、住宅の除却費や移転先住宅の建設、購入および改修費用等の一部を補助します。

(1) 補助対象住宅

市内の次のア～キの区域のいずれかにあり、区域に指定される前から建てられている住宅（既存不適格住宅）が対象となります。

番号	危険区域等
ア	建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域 ・ 秋田市災害危険区域に関する条例第2条で指定した災害危険区域 ・ 秋田県建築基準条例第2条で指定した災害危険区域
イ	建築基準法第40条に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域 ・ 秋田県建築基準条例第4条で建築を制限している区域（高さ3m以上かつ傾斜角度30°以上の傾斜地）
ウ	都市計画法第12条の4に基づき地方公共団体が定めた地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
エ	土砂災害防止法第9条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）
オ	特定都市河川浸水被害対策法第56条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域
カ	土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、エに掲げる区域に指定される見込のある区域
キ	事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域 (※地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等をおこなったものに限る)

(2) 補助額

番号	実施事業（補助区分）	補助対象経費の内容	補助限度額（1戸当たり）
ア	危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	危険住宅の除却等に要する費用	150万円
イ	危険住宅に代わる住宅の建設、購入又は改修に要する経費（建築等費）	(ア) 危険住宅に代わる住宅の建設、購入および改修をするための借入金の利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額	421万円 〔建物325万円〕 〔土地 96万円〕
		(イ) 危険住宅に代わる住宅の建設、購入および改修に要する費用（本体工事費等）	100万円

(3) その他

実施事業（危険住宅の除却等および移転先住宅の建設等）は、補助金の交付申請日が属する年度内に完了させる必要があり、交付決定前に契約した工事等は対象外です。

3 事前協議について

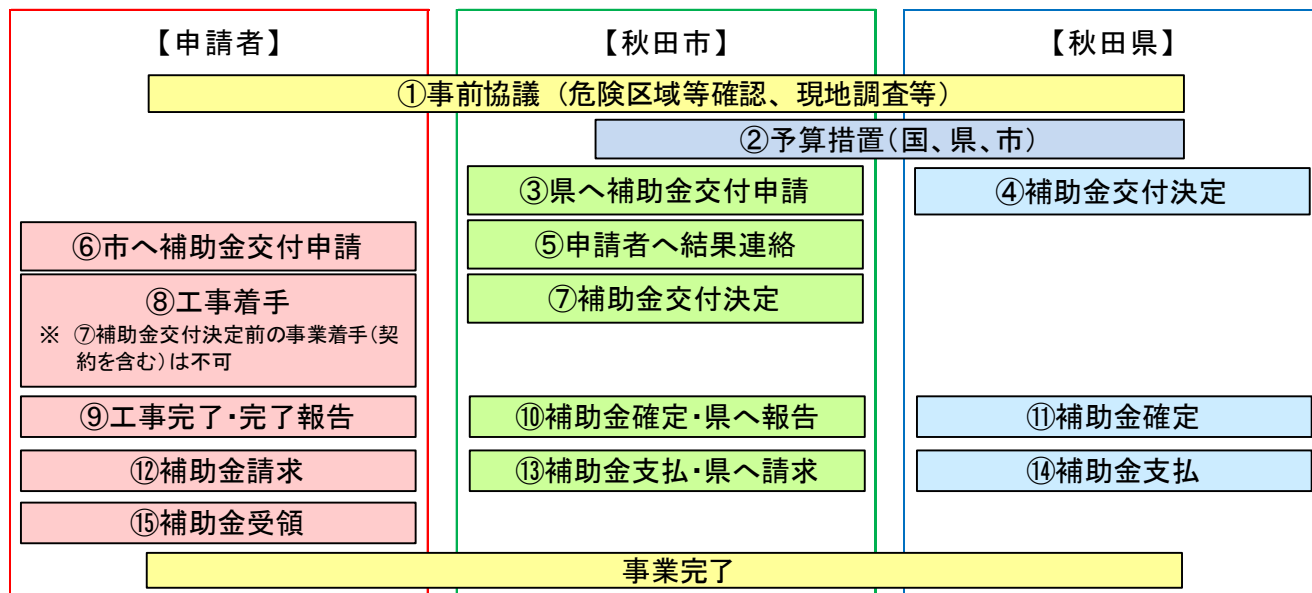
本事業の利用にあたっては、事前協議が必須となります。以下の期限までに事前協議をお申込みください（内容によってはご希望に添えない場合があります。）。

○ 令和9年度に事業を利用したい方：令和8年9月4日（金）まで

※ 令和8年度実施事業の受付は終了いたしました。

申請手続は裏面をご確認ください。

4 申請の流れ



5 申請に必要な書類

（１）補助金交付申請

①がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第１号）
②資金計画書（様式第２号）
③危険住宅およびその敷地に係る所有権を証する書類
④移転前の住民票
⑤申請者および危険住宅の所有者について、本市市税の滞納がないことを証する書類
⑥危険住宅の付近見取図、配置図、平面図および外観写真
⑦がけの位置および断面と危険住宅の関係がわかる図面および写真
⑧移転先住宅の付近見取図、配置図、平面図および移転先の写真
⑨危険住宅の除却等の見積書の写し
⑩移転先住宅の建設、購入および改修に要する経費の見積書の写し ※除却のみの場合不要 （移転先住宅の建設、購入および改修をするための資金を金融機関等から借り入れた場合に限る。）
⑪金融機関等が作成した借入金利子相当額の計算表 ※除却のみの場合不要
⑫その他必要な書類

（２）完了実績報告書

①がけ地近接等危険住宅移転事業完了実績報告書（様式第８号）
②危険住宅の除却等の施工中および施工後の写真
③移転後の住民票
④移転先住宅の施工中および施工後の写真（建設、購入等を伴わない場合は移転先住宅の写真）
⑤危険住宅の除却等に係る契約書の写し
⑥危険住宅の除却等に要した経費の請求書および領収書の写し
⑦移転先住宅の建設、購入および改修に係る契約書の写し
⑧移転先の建設、購入および改修に要した経費の請求書および領収書の写し
⑨移転事業に係る資金調達書（様式第９号）
⑩金融機関等が作成した融資契約書の写し又はこれに代わる証明書および借入金利子相当額の計算表 （移転先住宅の建設、購入および改修をするための資金を金融機関等から借り入れた場合に限る。）
⑪移転先住宅およびその敷地の登記事項証明書など所有者が確認できるもの
⑫移転先住宅の建築基準法に基づき交付された検査済証の写し
⑬その他必要な書類

※危険住宅の除却のみの場合、⑦から⑫の書類は不要です。

（３）補助金確定時

①がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（様式第１１号）

◆ 問い合わせ・受付窓口 ◆

秋田市都市整備部住宅政策課 住宅企画担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1-1 秋田市役所本庁舎4階

電 話 018-888-5770 FAX 018-888-5771

E-Mail ro-cshs@city.akita.lg.jp

HP <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007487/1007790.html>

